



設置していますか？住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の設置が義務化されました

田辺市の火災の発生状況

毎年、住宅火災により多くの尊い生命が失われています。田辺市消防本部管内における平成21年の出火件数は、58件であり、火災種別ごとにみると、建物火災が39件と、総出火件数の67%を占めています。

住宅用火災警報器って何？

住宅用火災警報器は、万が一火災が発生した際に、煙や熱を感知して警報ブザーや音声などでいち早く居住者に知らせる機器です。また、住宅用火災警報器の取り付けには特別な資格の必要はなく、自分で取り付けることができます。

なぜ必要なの？

全国で発生している住宅火災により毎年1,000人以上の方が亡くなっており、その原因の約6割が「逃遅れ」となっています。その逃遅れ者を時間帯別に見てみると、特に午前0時から午前6時までの就寝時間帯に多いことがわかります。そこで、住宅火災の死者を減少させるため、「消防法」の改正に伴い、「田辺市火災予防条例」が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。既に、新築住宅への設置は義務化されています。既存住宅については、平成23年5月31日までに設置する必要があります。

住宅用火災警報器による火災の早期発見で初期消火、早期避難により、あなたの生命と住まいを火災から守りましょう。

つけてよかった！住宅用火災警報器

田辺市内で住宅用火災警報器が有効に作動して、大事に至らなかった事例を紹介します。

【事例1】

午後4時頃、共同住宅の台所でおかゆを温めていたところ、ガスコンロを消し忘れて外出してしまいました。鍋から煙が上がり、部屋に充満し、住宅用火災警報器が作動しました。その警報音に隣の部屋の住人が気づき、火災には至りませんでした。

【事例2】

午前2時頃、パソコンを使用中に別室から住宅用火災警報器の警報音が聞こえたので確認すると、こたつの上に置いていた灰皿が割れ、こたつ布団が燃えていました。水バケツで消火し、被害を最小限に食い止めることができました。

設置する場所

◎寝室（全ての寝室）

◎階段の踊り場（2階以上の階に寝室がある場合）

※不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

◎問合せ先
田辺市消防本部
予防課予防係
☎0739-26-9954